

第24回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成13年10月31日(水)

午後1時30分から

場 所 ホテルアソシア静岡ターミナル「駿府の間」

1 開 会

2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

3 協 議

- (1) 新市の名称について(資料1)
- (2) 政令指定都市について(資料2)
- (3) 法による特例項目について(資料3)
- (4) 地区説明会等市民意向の把握について(資料4)
- (5) その他

事務事業一元化計画(案)について(資料5)

その他

4 閉 会

開会

事務局長 それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中を委員の皆様には御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

ただいまから、第24回静岡市・清水市合併協議会を開催いたします。なお、本日の傍聴者でございますけれども、一般の方が87名、市議会議員の方が19名、そして報道機関が15社37名の方、合計143名の方が傍聴しております。よろしく願いをいたします。

それでは、会長でございます小嶋静岡市長から御挨拶申し上げます。お願いいたします。

会長あいさつ

小嶋会長 皆さん、大変お忙しい中御苦労さまでございます。ただいまから第24回の合併協議会を開催させていただきます。

また、名称選考委員会の市川委員長様を始め委員の皆様、大変御苦労さまでございました。後ほど御報告をいただきますが、新市の名称候補の絞り込みも無事終了されたということでございますので、この場をお借りいたしまして、名称選考委員の皆さんに御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、前回の8月29日開催の第23回合併協議会で御決定いただいた新市建設計画につきまして、9月21日付で石川知事から異議のない旨の回答をいただき、作成を完了いたしましたところであります。そして、合併特例法で義務づけられております新市建設計画の送付につきましても、石川知事へは10月11日に、総務大臣へは10月の15日に、正副会長、両市議会の議長、副議長で面談の上、お渡しをしたところでありますので、御報告をいたします。

以上によりまして、法定計画であります新市建設計画の作成手続はすべて完了いたしましたので、この場をお借りいたしまして御報告を申し上げますとともに、委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、後ほど御協議をいただきますが、8月の30日には政府の市町村合併支援本部が、市町村合併支援プランを決定をし、両市の合併を対象にした政令指定都市の指定の弾力化が盛り込まれたところであります。さらに静岡県におきましても、静清地域を合併重点支援地域として指定をくださるなど、国・県を挙げて静清合併の推進に御支援をいただく体制を整えていただいたところであります。

いよいよ合併協議会の協議も後3回を残すだけとなり、静清地域の将来にとって、非常に重要な時期を迎えつつありますが、将来に対して責任ある判断を行えるよう、充実した議論を行い、

市民の皆さんの期待にこたえてまいりたいと考えておりますので、本日も円滑な会議運営の御協力を、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

事務局長 ありがとうございます。

それでは早速会議のほうに入らせていただきます。恐れ入ります、報道の關係の皆様は定位置のほうにお戻りいただきたいとします。

なお、本日の会議は、委員39名中38名の御出席をいただきであり、規約第10条第1項の規定により委員の2分の1以上の出席をいただきであり、本日の会議は成立をいたしております。

毎回お願いをいたしておりますけれども、議事録の作成の上、御面倒でも、御発言の際はお名前をおっしゃってからお願いをいたしたいというふうに思います。発言される場合がございますが、近くに係員がマイクを持って伺いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、議事進行は規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となって行うこととなっておりますので、会長、よろしく願いをいたします。

新市の名称について

小嶋会長 それでは次第に基づきまして議事を進めます。

まずは新市の名称についてを議題といたします。それでは名称選考委員会の新市名称候補の選考結果を、市川委員長さんから御報告いただきます。よろしく願いいたします。

市川名称選考委員長 それでは、合併協議会での委員長報告をさせていただきます。

新市名称選考委員会の委員長を仰せつかっております市川源一と申します。

本委員会は、前回の合併協議会での候補名称絞り込みに当たっての考え方について報告以来、現在まで4回の会議を重ね、第24回合併協議会に報告すべき5作品程度の新市候補名称について絞り込みを行ってまいりました。

新市名称候補の結果につきましては、全国47都道府県すべての皆様から、応募総数5万1,883件、3,754種類にも及ぶ多数の応募をいただきました。

本委員会では、この名称公募の結果を踏まえ、まず9月20日に第1回選考を行いました。本委員会では、現両市名の取り扱いについても話題となりましたが、合併協議会で協議の際、全国公募するに当たり、「何らの条件をつけずに公募する」ことになったこと、さらにこれを踏まえて、本委員会での絞り込み手順を決定する際に「応募された全作品を対象とする」ことといたしましたので、他の応募作品と何らの区別することなく、同様に扱うことにいたしました。

第1回選考については、前回合併協議会に御報告いたしました「候補名称絞り込みの手順」に従い、3,754種類すべての応募作品の中から、委員一人ひとりが10作品ずつの選考をいたしました。いずれの応募作品も、応募していただいた方々の思いや考え方がよくあらわれており、選考は大変でありました。この第1回選考の結果、3,754種類の応募名称のうちから、35種類を選考いたしました。

第2回選考では、この35種類の候補名称の中から、今度は委員一人ひとりが5作品ずつ選考を行い、結果、17種類を選考いたしました。

第3回選考では、この17種類の候補名称の中から、今度は委員一人ひとりが3作品ずつの選考を行い、結果、13種類を選考し、続く第4回選考では、この13種類の候補名称の中から、今度は委員一人ひとりが2作品ずつ選考を行い、結果、10種類を選考いたしました。

最終選考においては、第4回選考の結果選考された10種類の候補名称について、委員相互の意見交換、協議を行い、委員全員の賛同をもちまして、お手元にございますとおり、「静岡市」「清水市」「駿河市」「駿府市」「日本平市」の5つの候補名称を決定いたしました。アイウエオ順に並べましたこれらの5作品の選考理由でございますが、いずれの候補名称も、本委員会の名称選考における基本理念「静岡県の中核都市にふさわしく、かつ、市民が親しみやすい名称」及びこの基本理念に基づき定めた5つの絞り込みの観点に即していること、名称公募において、全国から幅広い支持を集めた作品であることから選考したものでございます。

名称選考委員会では、この5作品につきまして、いずれも優劣をつけずに、新市の候補名称として合併協議会に報告させていただきます。

以上のとおり御報告申し上げます。よろしく申し上げます。

小嶋会長 市川委員長さん、大変御苦労さまでございました。

それでは、ただいまの報告を踏まえまして、新市の名称についての御協議をお願いしたいというふうに思いますが、決定までの大まかなスケジュールを用意いたしましたので、事務局から説明をいたしたいと思えます。

事務局長 それでは、新市の名称決定までの今後のスケジュールにつきまして御説明を申し上げます。

お手元の資料の1 - 2ページをお開きを願いたいと思えます。まず、本日第24回合併協議会におきまして、名称選考委員長から、ただいまのとおり5つの新市の名称候補の御報告をいただきました。合併協議会といたしましては、今後この5つの新市名称候補の中から、新市の名称を、協議によりまして決定をしていただくこととなっております。

今後の協議の予定といたしましては、11月19日に第25回合併協議会を開催をいたしまして、11月25日から来年2月の12日までの間に、両市46地区で地区説明会を実施をいたします。地区説明会では、市民の皆さんと意見交換を行っていただきまして、寄せられた御意見等踏まえまして、2月20日の第26回合併協議会までをめどに、新市の名称についての御協議を終了していただいた上で、3月20日の第27回合併協議会で、合併協議会としての合併の是非を御決定をいただければと考えております。スケジュールにつきましては以上でございます。

小嶋会長 ただいま名称決定までの今後のスケジュールということで案をお示ししていただいたわけなんです、ただいまの説明につきまして御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水の吉岡ですけれども、名称選考委員会の皆さんの御努力には敬意を表しながら、事務局のほうに1点だけ要望でございますけれども、御検討をお願いしたいんですが、1 - 1の新市候補名称及び選考理由についての中での選考理由のところですが、恐らくこれは選考委員会の中での選考理由ということで、こういう形でまとめ上げたとは思いますが、それぞれ5万通を超える人たちから応募していただいた中にも、それぞれの理由でここにある名称を選んで応募された方があると思うんですけれども、そういう人たちの熱い気持ちみたいなものが、もう少し、これを補完する意味でもいいんですけども、何か肉をつけていただくと、もう少しわかりやすいかなというふうに思うものですから、もし検討ができるようでしたら、それぞれ肉づけをして、どういうふうな気持ちが入っているかというようなものも見ていきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

小嶋会長 それは、どういうふうにすればいいんですか。

事務局長 ただいまの件につきましてお答え申し上げますが、今回の新市の名称候補の選考につきましては、基本的には候補名称に優劣をつけないという1つの基準がございまして、したがって、今回も理由につきましては普遍的な記述をせざるを得ないということで、基本的には新市の名称として、これらの作品が、いずれもふさわしいという考え方で記述をさせていただきます。

今の御要望につきましては、これから検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

石津耕三委員（静岡市議会議員） 静岡の石津です。

名称決定までの今後のスケジュールについて、私どもの意見をちょっと言わせていただきます。実は、この後の段階で、市民の意向調査の協議に入るわけですが、そのときに、私ども提案することが今予定しております、そういった、まあ具体的に言えばアンケートなり投票とい

う形で、市民投票というような形で、市民の意向を聞いていくことを提案しようと思ってるんですけども、その際に、このアンケートの中に、例えば賛否だけじゃなくて、この名称等もアンケートでというふうな、もしそういうふうな形でまとまるようなことがあれば、そちらのほうにそういう形で決めていくということで、このスケジュールについては意義あるかないかというふうなことで言われると、意見は、私どもはちょっと保留させていただきたいと思います。以上です。

小嶋会長 もう一度おっしゃってください。意味があんまりよくわからない。

石津委員 中に、後のほうの項目に入っちゃうもんですから、アンケートを取ることを私どものほうで、この協議会の場に提案したいと。そのときに、アンケートの中身について、賛否とともに、ほかの項目、例えば名称をどうするか、名称をこの5つの中から、市民の皆さんの中からアンケートに答えていただくような形を取るかもしれない。これは別に何も決まったことじゃありませんから。そういうこともあるので、そのときに、この名称については、それから省くというような形になりますので、この今後のスケジュールで、これをやると。だから私どもの意見としては、この部分についてどうかと言われたら、異議なしとも言えないし、保留をしていきますと、そういうことです。

小嶋会長 アンケートするかどうか、まだ決まってないわけですから。

石津委員 だから、反対とも言えなくて、これについての意見をどうかと言われた場合には、私どもは保留をいたしますということです。

事務局長 ただいま私のほうで説明したスケジュールにつきましては、これはタイムスケジュールということでございまして、内容につきましては、これから合併協の全体会議の中で詰めていただくということでございますので、きょうのところは来年の2月20日をめどにまとめていただくという御提案をさせていただいております。

それから、もう1点でございますが、新市の名称の最終決定の方法につきましては、以前の合併協議会の中で名称選考の要綱について定めてございます。その中では、はっきりと、選考委員会で5点程度の作品を選考した上で、その5点程度の作品について、全体会議の中で御協議をしていただいて、大方の賛同で決定をしていただくという内容が、既に決定をされておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

石津委員 スケジュール等については、別に何の異議もございません。私がさっき言ったのは、最終的な決め方の前段としての意見として、いろんな意向把握の仕方があるもんですから、協議の中で、協議会の中の委員の協議の中で決めていくということについても、それについても何ら

異論はありません。その前段としての、いろんな意向の調査の部分で、こういうこともあるからというふうなことを、ちょっと意見として申し上げただけです。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水の西ヶ谷です。

今、事務局長さんのほうから言われた点で、ちょっと確認させていただきたいんですが、今のお話でいきますと、2月の20日に名称について最終決定をするということをお話されたわけですが、そういうことで受け止めていいんですか。

小嶋会長 そうです。こういうスケジュールで2月20日に決着をしたいという、名前を決めたいというスケジュールですね。

事務局長 はい、そうでございます。

西ヶ谷委員 今までの協議の中でいきますと、結局、市川委員長にちょっと聞いてみたいんですが、この静岡市、清水市というのが入ってるわけでありますので、当然今までの経緯がありまして、当然清水の市民の皆さん方は清水市にしてほしいというのが圧倒的だったわけでありますけれど、静岡もそうであるわけですね。公募については、ですから、最終的にどういうふうに絞り込んでいくかということについて、最初から入れないかどうかといういろいろ議論があって、会長、副会長の間で、ある意味で先送りされたという状況にあるんですが、最終の絞り込みをしていく上で、多分この2つが入ってきておりますので、委員の皆さん方の中の間でも、いろいろ議論がされたというふうに思うんですが、第4回の議論で最終的に5つまで絞ったという中で、この問題についての委員の皆さん方の御意見というですかね、そういうものは、どういうものが出ていたのかというようなことについて御報告いただければ幸いです。

小嶋会長 市川さん、どうぞ。

市川名称選考委員長 西ヶ谷さんにお答えしますが、この今、静岡、清水ですね。この名称が入っているいないということよりも、最初からこの精神は、この2つの都市の名称を入れて協議という形でやってきたものですから、今さらそうした違和感を感じることはありません。以上です。

西ヶ谷委員 私は、そういうことを聞いているのではなくて、どういう議論が最終5つに絞り込む段階で、委員の皆さん方から出されたのかと、ここを聞いてるものですから、そういう特徴について、委員の皆さん方の発言の、私、議事録をいただいてないものですから、少し述べていただきたいということです。今市川さんが答えたような内容じゃなくて。

事務局長 お答え申し上げますが、今回の新市の名称選考の方法につきましては、基本的には、最初投票方式でやってまいりました。合計4回にわたります投票の結果、最終的にも、静岡、清水は残ったわけございまして、この投票方式は、それぞれの10人の委員さんの御意思をあらわ

したものでございまして、それぞれ10人の委員さんが静岡、清水がふさわしいという中で、最終的には4回の選考結果の後では8作品に絞られまして、あとその中で、平仮名の「しずおか」「しみず」というのがございまして、これらにつきまして協議した結果、平仮名等については今回は除かせていただいたということで、最終お手元の資料にございますとおり、5点に絞られたわけでございます。以上でございます。

西ヶ谷委員 私はそういう経過、投票によって決まったということじゃなくて、どういう議論が皆さんから出されていたのかということを知りたいと、こういうことです。なぜかといいますと、私たちは一切議事録が公開されてません。ですから、特徴的なことについて委員長さんにお聞きしたい。なぜかといいますと、市民の皆さん方は、非常にこれ関心があるわけですよ。関心があります。きょうも注目されていると思うんですよ。ですから、その辺の委員の皆さん方の、市民の皆さんの声を反映した議論というのはどうなったのかと、その議論の内容を知りたいんです。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の鈴木です。

西ヶ谷さんの言うのもわからないじゃないですけどね、この合併協議会の中で、名称選考委員会の皆さんに5つ選ぶことをお任せをしたということですのでね、個々の議論とか個々の意見が、だれがどうだったということは、私はこの際控えたほうがいいと思います。この5つまでに絞るのに大変御苦労いただいて、残った結果がこれですということだけで、きょうの報告は、私はもう十分だというふうに思ってますので、ぜひそういうお取り計らいをお願いをしたいと思います。

小嶋会長 という御意見ですが、それでよろしいですか。

金子昌義委員（清水市議会議員） どうもはっきりいたしませんので、選考委員で、余り発言はしたくないんですが、このままで行ってしまうと困りますので言わせていただきます。清水市の合併協の金子昌義でございます。

実は今、委員長から報告ございましたように、この名称選考委員会は6月の14日が第1回であったわけです。それで、そのときに冒頭に、私ともう1人の清水側の委員の方から、合併協で3回半もめたわけですが、議論がなされた「静岡」「清水」の件についてはいかがするのかという話が最初出たわけです。6月の14日の冒頭に、はっきり出たわけでございます。それで、なかなかこれは簡単にはいかないもんですから、委員長が、こういうことは、まだこれからいろいろ話の機会があるので、とにかく、これからも検討していこうという形で終わったわけでございます。

それで、第8回、最終回が10月の14日に行われまして、今申し上げた5つの作品が出たわけですが、そのときに、市川委員長さんから、委員長報告について皆さんに御相談をしたいと。どのようにするかということでありましたので、私と2、3の委員の方から、この「静岡」

「清水」の問題というのは、ほんとに長い間尾を引いてきておるので、このことについて委員長報告の中に入れていただきたいということでお願いをいたしました。委員長も、それは心得ましたというふうにおっしゃったわけですが、今聞きますと、確かに最初のところに、そのような趣旨のことが言われておりますけれども、「静岡」「清水」というふうに具体的におっしゃっておられないもんですから、委員長報告のところ、ちょっと聞き過ぎてしまうということがあるだろうと思いますが、そういう点でやっぱり、はっきり委員長さん、させておくほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

小嶋会長 まあそういうことも議論されたということで、いいですね。今実際に委員の方からも御発言あったようで、そういうことで、そういう議論がされて、きょう委員長から報告があったということです。

栗田知明委員（清水市議会議員） 中身はいいとしまして、今後の問題で、2月20日の日に名称を決定していきたい、こういうことなんです、この間においては、11月19日が合併協の会合が1回あって、そして、その後は2月20日なんですね。そうしますと、いきなり2月20日の日、この名称の問題だけ1つに絞り込みをするという格好で論議するのか、この11月19日の日はどういう格好にこの問題はするのか、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思うんですが。

小嶋会長 それまでに、25回の合併協が11月19日にあるわけですが、きょうは、ただいまの委員長さんからの報告について御了解をしていただいて、しばらく、そういうことも含めて、きょうは意見交換をして出るだろうと思いましたが、それで19日にまたいろいろ決め方についても、最終的には大方の賛同ということになるわけですが、決め方についてまた御意見も伺って、それで20日に、できれば意見を集約していきたいということでもあります。

栗田委員 私、最初の合併協の委員として入っていなかったわけなんですけれども、今も、この新市の名称選考委員会も、私は所属をさせていただいたわけなんです、その中で今、金子委員から言われたような問題も出てきて、この合併協の中においては、両市の名称の問題については、正副会長の預かりで、2人の方の検討の結果、制約をしないで公募する、こういう格好で決まったということなんですね。だけど、その中身は何でそうなったかというのは余り公表されておられませんけれども、私はきょうは、その辺はどうかのこうと言う意思は何もありませんが、例えば19日の日に、その辺の内容も披瀝してもらおうということではできないのでしょうか。透明性、透明性ということを言われてきておりますけれども、できるだけ論議された内容を明確にしてもらいながら、その辺の問題をどういう形でどうなって、制約せずに公募になったのか。その後はどうしようとするのか、この辺が、お二方の考え方が論議された点があると思いますし、その辺抜き

に、この問題は論議できないような感じがしてしょうがないわけなんですけれども、19日ごろは、その辺ははっきり出してもらうことはできるんでしょうかね。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 静岡の剣持です。

先ほど市川さんから、たび重なる選考委員会の結果、最終的な絞り込み作業、ほんとに御苦労だったと思うのですが、5つに絞り込んだ、その経緯が説明されました。私は了承をいたします。

それで今、栗田さんから、最終的に静岡、清水の名前を入れたという両市の最終的な判断をした、そのときの経過を今言われたわけですが、それは合併協として、両市を含めると、あるいは条件をつけないということを合併協で決めて、それを最終判断、いろいろな意見があった中で、正副会長にお任せして、両市を含めるという結果になったわけですね。その時点のことを、またさかのぼると、非常に話がまた元へ戻っちゃいますので、私はそれよりも、これから前向きに、これからの最終的に2月20日の第26回に決めるということですが、これから46会場、静岡、清水で、それぞれの中学校区等を単位として、地区説明会があるわけです。その中で当然市民の皆さんに、この名前のほうがいいよとか、やっぱりこうしようとかと、いろんな御意見があろうと思います。そういう意向も踏まえた最終的な結論あたりが、2月20日の26回ということも考え合わせると、私は、これからそういう中で議論をしたり、あるいは市民のいろんな名前に対する考え方も聞けるじゃないかと、そういうことで私は、先ほど鈴木議員からも言われたとおり、こういう形で選考委員長の報告を了承したいと思います。

小嶋会長 じゃ私からお答えしますけど、「静岡」「清水」も含めて公募するというふうに皆さんから任されて、任せていただけるならやりますよ、2人で話をしますよと言ったわけで、それ以上についてコメントすることは、我々ありません。そのことについても、我々2人ともコメントすることはありませんので、御理解いただきたいと思います。よろしいですか。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 栗田さんは、この問題を協議会委員が、結局結論出せなくて、会長、副会長に委任したときのメンバーじゃありませんから、おれは責任がないよとおっしゃるかもしれないが、結局ね。（発言する者あり）いやいや、ちょっと待ってください。私の言うことを聞いてください。いいですか。

今、小嶋会長が言ったとおりであろうと思いますよ。委員が決められなかったことを会長、副会長に委任した以上は、結果だけを素直に受け取って、どうして決めたんだと聞く権利は、我々にはありません、と私は思います。ですから私も、鈴木さん、剣持さんがおっしゃった、あるいは小嶋会長がおっしゃった考え方を支持したいと思います。

小嶋会長 それでは、今のことですか、また。じゃ一言だけ言ってください。もう大体話はけり

がついたと思いますけども。一言だけ。

栗田委員 私はね、どうだこうだという問題じゃなくて、お2人の方から、その内容を19日ごろまでには説明してもらおうことができるんですかと、こういう格好で質問を単純にただけなんですよ。小嶋会長のほうは、それは2人に任せられたことなんだから無理なんだよと、こういう言い方された。それはそれで、2人の正副会長が同じ意見だったら、それはそれでいいわけですけども、私は、単純にそのことを確認しただけなんです。あれやっていい、これがやっちゃ悪い、そんなことは何も僕の意見から言ったわけじゃありませんしね。ただ私が疑問に感ずるのは、そういう話し合いも、できるだけ透明な形の中でやってもらえたら一番いいと、私の意見は、そう考えているわけですから、お2人に任せただけでも、何ゆえにそうなったかということをお披露してもらおうのが一番よかったと私は感じているだけなんです。以上です。

小嶋会長 それでは、そろそろこの辺は。

それでは、まず、ただいまのスケジュールの説明につきまして、こういうことでいくことで御異議ございませんね。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 それと、新市の名称につきましては、次回改めて協議をすることといたしますが、一応このスケジュールで、20日には決めたいと思います。ですから、次回またいろいろ決め方等々御意見ございましたら御発言をいただいきたいというふうに思います。ということで、新市名称につきましては以上で、次に移りたいと思います。

それでは次に、政令指定都市についてを議題といたします。

政令指定都市については、既に合併協議会で確認済みですが、政府の支援プランの策定により、合併した場合の新市の政令指定都市移行がほぼ確実になった状況を踏まえ、改めて政令指定都市に対する考え方を整理をしようとするものであります。

それでは、それらについて事務局から説明をいたします。

政令指定都市について

事務局長 それでは、政令指定都市につきまして御説明を申し上げます。手元の資料の2 - 1ページをごらんをいただきたいと思います。合併協議会では、政令指定都市につきまして、まず新市の政令指定都市実現に向けた活動を、平成12年11月13日開催の第16回合併協議会におきまして、別組織をもって行うことが確認をされております。平成13年4月3日には、両市の住民自治組織や経済界が中心となりまして、静岡市・清水市政令指定都市市民会議が設立をされ、新市の

政令指定都市実現に向けた活動を行っているところでございます。

また、新市建設計画の策定に当たりましては、政令指定都市に対する基本的な考え方を整理をいたしまして、新市建設計画は、現在の両市が合併をした場合を想定した10年間の法定計画、すなわち中核市としてのスタートをする新市を前提として策定をすることといたしました。平成13年9月21日付の県知事からの異議のない旨の回答をもちまして、建設計画の策定を完了をいたしたところでございます。

次に、新市の政令指定都市実現に向けたこれまでの取り組み状況でございますが、これにつきましては資料のとおりでございます。正副会長や両市議会、市民会議などが、時宜をとらえまして、総務省等へ繰り返し要望活動を行ってまいりました。

次に、2ページをお開きをいただきたいと存じます。このような状況の中で、既に皆さん方御承知のとおり、平成13年8月30日に政府が市町村合併支援プランを決定をいたしまして、合併支援策として政令指定都市の指定の弾力化が盛り込まれたところでございます。これによりまして、静岡、清水両市が合併をすれば、政令指定都市移行が確実になったということができるところでございます。

このような状況を踏まえまして、改めて政令指定都市に対します当合併協議会としての考え方につきまして、次のとおり整理をしようとするものでございます。つまり、新市の政令指定都市移行に関する基本的な事項を合併協議会として明らかにしておくために、さいたま市などの先例を参考といたしまして、一番下の箱書きにございますとおり、「新市発足後2年以内を目途に政令指定都市に移行することとし、このための所要の準備を新市において行っていくものとする」という内容を、今後作成をいたします合併協定書に明記をすることとしたらいかかということでございます。したがって、今後の合併協議会におきましては、まず合併協議会は、静岡・清水両市の合併問題を協議する場でございますので、指定をされていない都市制度を前提といたしました協議は適当でないために、政令指定都市問題につきましては、今後は協議事項から外させていただきますということが1点でございます。

次に、合併協議会は、2市の間での合併問題を協議する場でございますため、政令指定都市を前提として、周辺の市や町への働きかけや協議等につきましては、これを行わないということでございます。そして、新市建設計画への政令指定都市にかかわる事業につきましては、新市成立後に計画変更して位置づけるものでございますので、合併協議会といたしましては、政令指定都市にかかわる内容について変更を加えない。以上の3点の考え方を整理をしようとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

小嶋会長 それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ありましたら御発言をお願いいたします。

栗田委員 この政令市の問題については、まだこれから合併した後申請云々という問題がありますから、お聞きするだけでいいんですけれども、この中の政令指定都市問題に対して合併支援プランの問題があるわけなんですけれども、この合併支援プランというのは、私どもがつくってきた新市建設計画がつけられた後で具体的に出されてきたような感じがするわけですね。それが1つ。

それから、今政令指定都市の問題がほぼ具体的になった、こういうことが言われてきているわけなんですけれども、大体さいたま市等の問題を見ていくと、合併が仮に決められたら、それから2年くらいで、この政令市の問題だと、こういうことが言われているわけですね。そうしますと、来年の3月20日に是非を検討し、もしそれでゴーとしてOKが出た場合については、翌年の4月1日、15年の4月1日、それから2年たってから、この政令市の問題、こういう格好になってくるような感じがするわけですが、この中で、新市建設計画をどうしていくのかなという感じの中で、合併支援プランの中身としても、この新市建設計画へ入れられていないような問題があったと思うんですが、そういうものをどういう配慮をして、そうしてもう1つには、政令指定都市になった場合は、これを見直しするのは当然でありますけれども、その間の合併支援プランが明確に出されてきたという中において、この新市建設計画をどういう形態、今回説明するのは現状でいいとは思いますが、現実には手直ししていくような必要性があるような感じがするわけなんですけれども、その辺に対するお考えはどうなんでしょうか。

事務局長 お答えいたします。大きく2点の御質問だったと思いますが、まず合併支援プランと建設計画の時期の問題でございますが、合併の建設計画につきましては9月の21日に確定をいたしました。支援プランのほうは8月の30日にこれが発表されております。この支援プランにつきましては、建設計画とは別に、政府が、ほとんどの各省にわたっておりますが、いろいろな仕事について支援をしていただけるということでございますので、建設計画とは別に、これからその支援プランを適用して、いろいろな事業の優先採択ですとか、それから重点投資といったものに振り向けていきたいというふうに考えております。

栗田委員 この政令指定都市になる場合については、合併をしてから申請をし、県の了解を得て申請をして、早くて2年というんですから、それはそれとして、後の問題でいいんですけれども、この支援プランの場合ね、この新市建設計画が、これから提示するわけなんです。それで一応了

承された場合については、そうすると結構大幅な形での手直し等がされてもいいような感じがするわけですが、今、新市建設計画にプラスした格好で、この出されてきている支援プランを加味した形の中で実施する場合、15年の4月が、この合併が想定されているわけですが、その後の事業関係については、この支援プランを加味した中でやっていくという格好の考え方でいいですね。

小嶋会長 そうじゃなくて、今の建設計画をいろいろ案をつくりましたね。その中で、支援プランができて、その支援プランの中で各省が支援をしていこうというものがあれば、それを事務的に、その間にですよ、合併したとしたら、じゃこの事業を支援プランに基づいて推進していこうという事務方の打ち合わせがこれから始まるんですね、そういうことだと思います。

プラスするかどうか、また建設計画は、ここで変えることは、ちょっとできませんので、その後新たにまたそういう事業が、その建設計画以外でやれるようになるのか、またそれは別の話になるんじゃないかと思うんですけどね。今現在は建設計画の中で支援プランを生かして推進できるものがどういうものがあるかという事務的な打ち合わせは、やろうとしているところですよ、ということ。

栗田委員 特に、この支援プランの中においては、両市にまたがる交通網関係の問題なんかも出されているわけですね。当然合併する中においては、交通網の整備関係が出されてくるし、優先採択だと、こんな言い方がされてきているわけですね。先般のこの各委員会等の中での論議の中でも、県事業の問題が言われていたわけですが、例えばなんですが、有度山のところに有度山中腹幹線はどうなんだということで県に要望すると、こういう問題があったわけなんです。私、こういうような問題については明確に優先的な格好で対処できないのかなという感じを持っていたり、県がやる、まあ政令市じゃないですから、県は県の事業としてあるわけですが、合併支援プランが具体的になった中においては、そういうものはどうなるのかな。

それから、両市の合併記念公園的なものについては、補助関係、補助というより優先採択していくという問題があったりしますと、日本平の問題についても、県と両市というより、新市の中において、この公園整備関係に入るということを言われているわけですが、単純にこの2つだけ僕、今言ったわけなんですが、こういう問題については、この支援プラン関係の中としては、もっと具体的になるような感じを持つわけなんですけれども、そんなことを含めた形の中で、どういうことかなと思っているわけですが。

小嶋会長 それは今後、その一つ一つについて可能性があるかどうか当たっていかないと何とも言えませんけどね。

まあそういうことで、政令指定都市ということは、今説明あったように、合併してから政令指定都市移行の手続をする、その手続の中には、実は区制をしくとか区割りをするとかいろいろな問題があって、そういうものを乗り越えていかないと政令市になれないということでもありますので、ひとつ、今申し上げた5つの点については御理解をいただきたいと思います。

それでは、ここで当初から政令指定都市を目指そうということが、この合併協議会、1つの共通した認識であったわけでありますが、この政令指定都市問題につきましては、新市発足後2年以内をめどに政令指定都市に移行することとし、このための所要の準備を新市において行っていくものとするとの整理を御確認をいただき、これを今後作成をする合併協定書に明記をすることとしてよろしいかどうかをお伺いいたしますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」と言う者あり)

法による特例項目について

小嶋会長 では、そのように今後進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、法による特例項目についてを議題といたします。

法による特例項目につきましては、これまで一般職員の身分については御決定をいただきましたが、議員定数及び任期の取り扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い、地方税の取り扱い、地方審議会の設置、この4つの項目については継続審議となっております。本日は、このうち農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて御協議をお願いいたしたいと思います。

合併協議会では、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いの協議は、両市の農業委員会同士で話し合っていたいただき、その結果を踏まえて行っていくこととしておりますが、このたび両市の農業委員会の考え方がまとまったということでもありますので、その内容を御報告をいただき、御協議をお願いいたしたいと思います。

それでは榎本委員さんから御報告をお願いいたします。

榎本秀一委員(静岡市農業協同組合副組合長理事) それでは、両市の農業委員会の協議の結果について、私から御報告させていただきます。

私、4月20日の会合の席上、農業委員会の取り扱いについては、両市の農業委員の皆さんの御意見を聞くべきと、このような発言をした経緯もございまして、いろいろ農業委員のほうと仲立ちをさせていただきましたので報告をさせていただきます。

まず4月20日に開催しました第20回合併協議会におきまして、農業委員会委員の定数及び任期

の取り扱いについては、まず両市の農業委員会でどのような取り扱いをするかを話し合ってもらい、その結果を踏まえて合併協議会として結論を出そうと、そういうことで御決定をいただいているところであります。

その後、両市の農業委員会で何回かの話し合いを重ねていただきまして、このたび次のとおり意見の一致を見るに至ったとのことで、農業委員会から御報告がございましたので、その内容について報告をいたします。

まず、新市の速やかな一体性の確立に向けて、両市の農業委員会は、合併時に統一し、新市には1つの農業委員会を置くこととしたらどうかということでございます。

次に、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用しまして、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任をし、新市における農業委員会の円滑な運営を図っていくことにしたらどうかと、こういうことでございます。

因みに、新市で1つの農業委員会を設置する場合、何ら特例を適用しないと、こういうことになりますと、新市の農業委員会の定数は、農業委員会等に関する法律に基づきまして、選挙による委員は40名以内、選任による委員は、静岡市農業協同組合、清水市農業協同組合からの推薦委員それぞれ1名ずつ、静岡県中部農業共済組合からの推薦委員が1名、新市の議会から推薦委員5名の合計48名となります。このうち選挙による委員については、40名以内の定数にかかわらず、合併後1年間は、両市の現在の委員59名を、そのまま在任させるということでございます。

なお、選挙による委員の任期は3年でございまして、現在の委員の任期は、静岡市の農業委員が平成14年の7月19日まででございますので、次の選挙で選ばれた委員が平成15年の4月1日に合併ということになりますと、そこから1年間在任をするということとなります。それから、清水市の委員の任期は平成15年の7月31日と、こういうことでございますので、現在の委員が平成16年の3月31日まで在任と、そういうこととなります。以上、御報告だけ申し上げます。

小嶋会長 ただいま榎本委員から御報告をいただきましたが、望月委員さんから補足説明等ございますか。ございましたら御発言をお願いします。

望月眞佐志委員（清水市農業協同組合代表理事専務） 今、榎本委員からの報告、これは清水市と静岡市両市の農業委員会の合意事項だということです。その過程の中では、やはり2つの農業委員会を置いたほうがいいじゃないかというような意見もありましたけど、最終的には今、榎本委員から報告のあったような内容で合意いたしましたので、ぜひ両市の農業委員会の合意内容を踏まえて御決定いただきますようお願い申し上げます。

小嶋会長 それでは、ただいまの報告のとおり、両市の農業委員会の話し合いの結果、まず両市の農業委員会は合併時に統一をし、新市に1つの農業委員会を置くこととすること。次に、統一に際して、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法の規定を適用し、合併後1年間引き続き在任をする、との考え方が示されましたが、合併協議会として、ただいまの報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ありがとうございます。それでは農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、新市に1つの農業委員会を置き、静岡市及び清水市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任をするということとさせていただきます。

それでは、その他の法による特例項目につきましては、次回の会議で御協議をお願いしたいと思います。特に今回は、議員特例及び地域審議会の取り扱いについて決定をしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

それでは、ここで10分間ほど休憩をさせていただきます。再開は2時35分ですね。

(休憩)

地区説明会等市民意向の把握について

小嶋会長 それでは次に、地区説明会等市民意向の把握についてを議題といたします。

地区説明会につきましては、前回の協議で、実施については御決定いただきましたが、本日は、地区説明会に臨む合併協議会としてのスタンス、寄せられた意見の扱い等御確認をいただくとともに、市民意向の把握等につきまして御協議をいただきたいと思います。

それでは、事務局から、まず説明をいたします。

事務局長 それでは、地区説明会等の市民意向の把握につきましての御協議に先立ちまして、お手元の資料4、地区説明会実施に際しての確認事項につきまして御説明をさせていただきます。

この確認事項の1ページをごらんをいただきたいと思います。まず地区説明会の目的でございますが、地区説明会は、静岡市・清水市合併協議会の4年間に及ぶ協議の成果を両市市民の皆さん方に御説明をし、理解を深めていただきますとともに、市民との意見交換の場を設けまして、それらを通じまして、総体として市民の意向を的確に把握した上で、来年3月20日に行います合

併の是非判断に臨むために実施をいたすものでございます。

実施方法につきましては、まず会場ごとの出席者でございますが、4 - 3 ページをごらんをいただきたいと思っております。4 - 3 ページでございますように、正副会長であります両市長は、すべての会場に参加をいたします。また各部会からの代表委員は記載のとおりでございますが、このうち意見交換の際に座長をお願いする委員の方々につきましては、正副部会長さんを中心に割り振らせていただいております。

次に4 - 4 ページをお開きいただきたいと思っております。地区説明会の進め方でございますが、これは会場で参加者にお配りをし進め方を御理解いただくための資料として作成をしたものでございまして、まず正副会長から御挨拶をいただきまして、次に事務局から、基本項目、法による特例項目、またすり合わせ項目等、これまでの協議の成果の概要を御説明を申し上げます。そして、各部会からの代表委員から、順次各部会の協議状況につきまして御説明をいただきます。そして、御来場の皆さんと意見交換を行っていただくわけでございますが、その際、先ほどの名簿で御説明を申し上げました座長役の委員の皆さんには、進行役をお願いをしたいというふうに考えております。そして意見交換が終了いたしますと閉会という形になります。

次に、5 ページをごらんをいただきたいと思っておりますが、こちらは、各会場の基本レイアウトでございます。正副会長のほか、各部会からの代表委員が並んでいただきまして、御来場の皆さんとの意見交換をお願いいたします。なお、座長席を御用意いたしますので、意見交換の際には、座長は席の移動を、ぜひお願い申し上げたいと思っております。

恐縮ですが、もう一度4 - 1 ページにお戻りをいただきたいというふうに思います。これまでの説明とちょっと重複する部分もございまして、3の確認事項でございます。まず(1)の説明についてでございますが、各委員が、合併協議会の4年間に及ぶ協議の成果を直接市民の皆さん方に御説明をしていただきます。説明を行う委員は、部会の代表として、各部会における協議状況を中心に御説明をお願いしたいというふうに思っております。事務局からは、基本項目、法による特例項目、そしてすり合わせ項目等の協議状況のほか、さきに御確認をいただきました政令指定都市についての合併協議会としての考え方も、あわせてわかりやすく説明をさせていただく予定になっております。

次に4 - 2 ページをごらんをいただきたいと思っております。(2)の意見交換についてでございますが、まず各委員が法定協議会でございますこの合併協議会の4年間に及ぶ協議の成果を尊重いたしますして、直接市民の皆さんと意見交換を行っていただきます。座長につきましては、先ほど御説明したとおり、意見交換に際して進行役を務めていただきというふうに思っております。

意見発表を希望する市民の皆さん方は挙手をしていただきまして、座長が順次指名をしていく方法で進行をお願いをしたいというふうに考えております。

次に、意見交換内容の整理でございますが、意見交換の内容につきましては、その都度事務局で整理をいたしまして、各回の意見交換概要というものを作成をいたしまして、随時委員の皆さん方に御送付をさせていただきます。そして、平成14年2月20日開催の第26回合併協議会におきまして、この市民意見のまとめの協議を行う際に、46地区すべての意見交換概要というものを作成をいたしまして、これを協議資料として協議会のほうに御提出をさせていただきます。

次に、地区説明会で使用いたします冊子をごらんをいただきたいと思っております。協議会の委員の皆さん方には、それはまだ概要といいたしめようか、正式な印刷物ではございません。一応案としてお出しをさせていただきますので御了解をいただきたいというふうに思っております。お手元の、ごらんをいただいておりますこのパンフレットを参加者の皆さん方に全員に配付をいたしまして、これをごらんいただきながら地区説明会を進めていき、一層の理解を深めていただくというふうに考えております。

内容について若干御説明申し上げますが、まず5ページと6ページをごらんをいただきたいというふうに思っております。5ページ、6ページで、合併協議会のこれまでの経緯を御説明をしております。それから7ページと8ページ、こちらでは協議の成果を説明をしております。それから9ページと10ページでございますが、こちらに合併のメリットですとか、不安や懸念に対します対応につきまして整理をいたしております。そして15ページ以下で、新市建設計画をそれぞれ各部門にわたりましてわかりやすく説明をしております、各部門ごとの計画の内容につきましては、21ページから記載をさせていただきます。各部門、それぞれ基本方針ですとか新市建設プロジェクト、さらには各部門の合併のメリットにつきましても整理をいたしておりますので、地区説明会での部会代表の委員さんにつきましては、こうしたページを中心に御説明に利用していただければ大変ありがたいというふうに思っております。

次に37ページからは、これは新市の市民生活につきまして、家庭生活や親と子ども、教育、高齢者、障害者などの視点から整理をいたしております。そして、47ページ、48ページにつきましては、新市建設計画登載事業の位置づけを記載をさせていただきます。それから49ページ以降には、登載事業の内容を、それぞれまとめてさせていただきます。

最後に、市民の皆さん方へのこうした地区説明会の広報の準備状況につきまして御報告をさせていただきます。前回の第23回合併協議会で御決定をいただいたとおり、事務局におきまして、ただいま市民の皆さん方への広報につきまして準備を行っているところでございます。まず、両

市の広報紙につきましては、11月1日号に地区説明会開催の御案内を掲載をいたしまして、両市の全世帯に配布をいたします。それから先ほど御説明申し上げました説明会用資料をもとにいたしまして、概要版というものを作成をいたしまして、11月25日の地区説明会開催初日の朝刊に、新聞折り込みで両市の全世帯に配布をするよう、現在準備を進めておるところでございます。さらに、チラシ等を作成いたしまして、地区説明会の開催会場はもとより、各公共施設でPRに全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。委員の皆さん方におかれましても、それぞれの所属団体の皆さんへのPR方に努めていただきますとともに、報道機関の皆さん方にも、ぜひPRについて御協力をいただければ大変ありがたいというふうに考えております。地区説明会につきましては、説明は以上でございます。

小嶋会長 ただいま説明がありましたように46回行います。それぞれ、もう委員さんの出席の要請はしておると思いますが、ひとつ万難を排して、欠席されないようお願いしたいと思いますし、私も宮城島市長も、全部の会場に出るということですので、その方向で、今頑張ってるやっついこうと思っていますので、皆さんも御協力をよろしくお願いします。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。
風間重樹委員（清水市議会議員） 清水の風間です。

資料の4-2に、(3)の意見交換内容の整理というところの に、第26回合併協議会において市民意見のまとめの協議を行う際に、この辺の概要というか内容について資料として提出するということが書かれているんですけども、これらの意見を具体的にどのような形で反映をさせていくかというところを1つ明確にしなければいけないなと思っているんですが、例えば新市建設計画について、いろんな意見が市民から出たとしますよね。その意見については当然尊重しなければならないという一方、我々が決定づけた新市建設計画で、既にもう県知事だとか大臣のほうにも送付されているということで、それを前提として、やはり余りいたずらに修正はしてはいけないものだと思うんですけども、ただ、例えばこの新市建設計画に限って言ってみますと、この新市建設計画については合併協議会が作成し、また修正することもできるという形になっておるんですけども、もしも、この地区説明会において、その新市建設計画等に、例えば十分やっぱり考慮しなければならない意見が出た場合には、この新市建設計画そのものの修正というものは可能なかどうなのかということなんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

事務局長 お答えを申し上げますが、今回策定をいたしました新市建設計画の内容につきまして、これから地区説明会に臨んだ際に、いろんな御意見出ようかと思えます。ただいまの御質問は、そうした意見を建設計画に反映をして、また修正も加えることができるのかということだと思います。

ますが、私どもとしては、基本的には建設計画の変更は現時点で考えてはおりません。ただし、いろんな意見が出ると思いますので、先ほども御説明しましたように、来年2月の協議会でそれらの意見につきまして総括の協議をしていただきまして、その内容に従って、また弾力的に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

小嶋会長 ということは、それは予想されることで、内容とかそういうことに、その個々のものによろと思いますね、御意見のね。ですから、各部会の方々が、多分それぞれ出ていただくんで、今の直接新市建設計画につきましては、できるだけ部会の方に、こういう議論でこういうふうになったということは説明していただきたいんですけども、それに対して市民の中から意見があった場合に、内容によっては、それをどう受け止めてどう扱うかについては、またそれぞれ作成にかかわった方々が、それぞれ各部会を代表して出ていらっしゃいますので、その後また、内容によって相談ということになるだろうと、私は思います。例えば字句の訂正ぐらいだったら問題ないと思うんですけども、建設計画のかなり中核部分に触れるものについては、また各部会から出ている委員の皆さんから御報告をいただいて、そこでまた相談ということになると思いますけれども。

ただ、既に手続はどんどん建設計画、進達をする手続は済んでおりますので、そう大きな変更は、建設計画そのものの本質を変えるようなものは、もうできないのではないかと理解ですけどね。ですから問題は、その中身ですよ。ということで御理解いただきたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

金子委員 清水市の金子でございます。

8月の29日に、23回合併協議会がございましたけども、その終わりへまいりまして、意向把握のことなんですけどね。かなり議論が沸騰したように記憶をしております。今、事務局長から一応の説明がございまして、10月の20日の正副部会長会議でもこの話が出ました。それで、私が申し上げたいと思うのは、今、風間委員のおっしゃったことと似通っておりますけれども、せっかく46会場へ市民の皆さん方が集まってこられる。それから、ただ聞くだけ、あるいはただ発言するだけで終わるような説明会ではないと思うんです。そういう意味で、これはやはり聞くべきというふうなことが出てきたときには、建設計画をなかなか変更するというのは、これは大変なことだとは思いますが、やはりなるほどと思ったら、潔く変えて、市民の声を取り入れていくというふうなことだっても、やはり必要となるのではないかと私は思います。せっかく46会場をずっと回って歩くわけですから、そういうことでないと、言っぱなし、聞きっぱなしというふうな会合では成果がない、こんなふうに私は考えますので、ぜひ意向把握をそういう点でして

いっていただきたい、こんなふうに思います。

小嶋会長 わかります。ですから、あくまでもこの合併協議会としてつくった建設計画ですから、もしそういうふうになった場合には、合併協議会の皆さんの、やっぱり御意見を伺って決めていかなきゃいけないんで、それは先ほども風間委員に申し上げたように、そのときの意見の内容によって、どう扱うかは、また皆さんで諮りましょうということでございますので、御理解いただきたいと思います。

金子委員 各部会のまとめをしていくということですし、地区説明会は2月の12日に終わりますので、2月の20日に合併協があるわけでございますので、十分整理ができるのではないかと、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

私は、今説明をされました4 - 1ページ、今回の地区説明会の目的のところに関して少し発言したいというふうに思います。

前回の協議会で、地区説明会が合併協議会として意向把握になるのかどうかということは大変議論になったところでありまして、きょう持ち越されているという状況になっております。今の事務局の説明を聞きますと、事実上前回と同じ提案になっているわけではありますが、私の意見としては、地区説明会と、両市の市民の意向を把握するのを全く区分して考えるべきだというふうに思うんですね。

ここ1カ月間、市民の皆さん方と、多くの団体の皆さんと懇談したり、それから市民の皆さんの中を歩いてみますと、会長、副会長を中心に総務省へ行かれた。それから同時に合同事務所もつくられた。これがマスコミで報道される。これを受けまして、多くの市民の皆さん方は、もう合併ではないかというようなことで、率直に声が寄せられるわけですよ。同時に、もう少し実際どうということが協議をしているのか知りたいという声も強くなってきているわけですね。もっと踏み込んだ話になりますと、じゃ私たちの意思表示をする場はどうなるんだと、こういう話が寄せられるということで、非常に関心が高まっているというのが実情であります。

私は、そういう意味からいきますと、地区説明会は当然やるべきこととして46回大いにやるべきだ。同時に、希望があれば合併協議会として答えていくと、こういうことが大切だというふうに思うことと、しかし、46会場で100人来ましても4,600人という数字なんですね。約5,000人程度になるのかなという感じもしますので、両市の市民の数、それから有権者の数を合わせますと、圧倒的に少数の人が説明会を聞くというような状況にならざるを得ない状況があるわけですよ。ですから、そういうような点では、市民の皆さん方の希望に答えて、当然出しますけれども、

詳しい協議の内容の資料、あわせてそういうものを出していくというようなことは当然だというふうに思うんですが。

問題は、意向把握の問題なんですが、この点については、私は市民の皆さん方と話をされますと、私たちから考えますと意向把握と、こういう言葉になるんですが、市民の皆さんからいきますと、ほんとに合併ではないのかという点の中で、じゃ私たちの意見を、意向をどうやって表明するんだというような意見が多く出されてきているわけですね。私もそう思うんですよ。最終的には、市民の一人として、静岡が合併するということに対して、基本はどっちにせよ表明していきたいというような態度表明というのは、当然市民からいけば求めているというのは当たり前のことだと思うんですが、そういうことが、私は意向把握という言葉で、市民サイドから考えればそういうことではないかというように思うんですが、私は、これは2つの点で、特別のシステムをつくって意向把握を協議会としてやるのは必要だというふうに思っているんですが、その1つは、今の市民の状況です。今言ってきた状況です。

当然民主主義ですから、市民一人一人が、この大事な問題に対して意思を表明する、それを保障する、このことが大切だというふうに思っていることと、もう1つは、今回の合併協議会は、いわゆる合併特例法の趣旨、特例法に基づいて法定協議会として発足をされてきているわけですね。同時に住民発議として発足をしています。そこには、合併協議会だよりを見ていただければわかりますように、是非も含めて研究検討の場として協議会をやるという目的を明らかにしてやってきているわけでありますので。しかし合併特例法を見ても、最終的には是非の判断する場合について、市民が参加する担保、保障は全くないんですよ。ですから、私、今全国のこういう状況において、静岡・清水市の合併協議において、市民が参加をして、最終的に決めるというようなことを、やっぱり今、テロ問題が騒がれておりますけれども、民主国家としては当たり前のことだ。同時に新しい地方自治を考えれば、そのことは最も大事なことになるんじゃないかというように思いますので、地区説明会は大いにやっていくということ等含めて、意向把握については、皆さんぜひ、私はそう考えますので、皆さん方の考えを出していただいて協議をするというようなことが、新たに発足をし、発議によって発足してきた合併協議会において、私は大事なことだというふうに思いますので、ぜひきょうは皆さんの議論を聞いておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

小嶋会長 前回のこの協議会でも、市民の意向把握の方法について、次回また相談をとというふうになっております。この地区説明会も、我々協議会としては、市民の意向を把握するための非常に大事なことだと思って、これを数多くやっていくわけでありますが、この地区説明会以外にも、

違う意向把握の方法もあるのではないかという、そういう御議論ですよ、結局ね。それについて皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

石津委員 静岡の石津です。

今、会長の取り仕切りで、違った意向把握の方法ということで意見を述べさせていただきます。

今年度の第19回、3月23日に行われました19回の協議会の場で、これは平成13年度の事業計画の協議というところでも、私どものほうで市民の意向の把握の方法については、全市民、広範囲の市民から意向を把握する方法について検討をしたい旨、意見として出させていただきました。また、4月の第20回の協議会の場では、これ平成13年度のスケジュールの協議の場ですけれども、このときには、具体的に田無と保谷でやった全市民からの意向調査というものがあったということ、1つの例として挙げさせていただいて、委員の皆さんに要望意見を求める旨発言しましたところ、10月に意向の把握の方法については協議をするからということで、それならば、そのときに私ども提案させていただきますよということになっておりました。そういった経緯のもとで、前回は意向把握についていろんな御意見が出たというふうに思っております。

具体的に1つの前例として、西東京、田無、保谷の協議会の中でやられた部分は、皆さん多分御存じだとは思いますが、簡単に言いますと、両市の18歳以上の全市民を対象に、投票方式によって、3点の項目について、これは3点といいますのは、1つは賛成か反対、どちらでもない。それともう1点は、新市の名称を5点の中から選ぶ。それからもう1点は、今後新市になった場合に、どういう施策を重点にやってもらいたい、この3点について、市民の意向を調査するというので、投票という形をもちましてやられております。

なぜそういう例を出したかといいますと、先ほどちょっと西ヶ谷さんのほうから言ったことがあります、その辺の重複は避けますけれども、なるべく広範囲な市民の合意を得ることが、こういう法定の協議会の中では必要ではないかと、私どもは考えております。もちろんその前段として、静岡合併協議会におきましても、協議会や部会等すべて公開しておりますし、インターネット、広報、それから合併協議会だより等もつくりまして、市民の皆さんに周知をしている。そして今回46回に及ぶ地区説明会、これは両市の首長並びに合併協の委員さんも大変御苦労される場所だと思いますけれども、そういう形で、市民の皆さんの中に、いろんな情報なり、今回の46回の地区説明会におきましては、今までの協議の成果としての建設計画が出たものですから、これについて皆さんに提供して御意見を伺うとともに、参加できない方、あるいは、その場で発言できない方なんかを含めて、広範囲な市民の合意を得られる努力をしなければならない。その1つの例として、さっき言いました、西東京市の出来上がるまでの意向の調査のほうを、ちょっ

と参考までに出させていただきます。

これを見ますと、田無、保谷の合併協議会の意向調査が、やれというのかというと、そうじゃなくて、あるいはスケジュール的なものもありますし、経費の面もありますし、皆さんの中で、いろんな知恵を絞りながら、どういう方法が一番いいのか。はたまた、そんなことはやらなくてもいいと言われる方も多分見えるかと思うんですけれども、民主的な方法、あるいは情報公開等すべて含めまして、市民の皆さんに提供していく場を設けたらどうかということ、改めてこの10月の場で提案させていただきたいと思います。

小嶋会長 ほかに御意見。

剣持委員 先ほど西ヶ谷さんから、意向把握のあり方で、幅広く持っていくべきだという、地区説明会とは別だというお話、あるいは石津さんから、西東京市の例を言われたわけですが、私は、確かにそれも1つの方法だと思います。がしかし、この合併協で今日まで、部会あるいは協議会そのものの中で一つ一つ積み重ね、それをようやくこの段階で市民の皆さん方に建設計画をお示しするときが来た。少なくとも合併協の委員の皆さん方は、各界各層、あらゆる市民の代表者で選ばれた皆さんが作り上げた建設計画だ。

これからは私は、その46会場、やはり市民を対象にやるわけですから、できる限り大勢の人がそこへ来ていただくと。それが一番大事じゃないかなと思うわけです。その中で合併に対する不安、あるいは建設計画の中身、あるいは政令市という問題、あるいは合併の是非、意見をいろんな形で述べられる機会があるわけですよ。そういう中で、それを積み重ねた総合判断が、私は、その合併協が私らの与えられた使命であると、私はそう思いますし、石津さんからは、西東京市の例がありましたけれども、私は、西東京市の場合をとっても、18歳以上ですよ、対象者が。しかも10時まで投票を延ばしても、結果的には44%台だったなということを考えたときに、住民の皆さん方は、やはりまずその建設計画を、できるだけその中身を知っていただく。そのために精力的に、議員も合併協も当局も汗を流す中で、この中身を知っていただくということが大事じゃないかという意味で、意向把握については地区説明会を、できるだけ大勢の市民に参加して意見を述べ合うということが基本ではないかと私は思います。以上です。

小嶋会長 ほかに御意見。

石津委員 今の剣持委員の意見聞かせていただきまして思うことがあります。私、西東京の例を出させていただきました。まさにその18歳以上の全市民を対象に、夜10時までの投票で、結果的には50%に満たない投票率だったと。これは逆を言えば、それだけやって、なおかつ50%も行かないほど、市民の関心がどうだったか、あったのかなかったのかという、逆を言えばそれも1つ

の意向のあらわれだというふうな理解も必要なんです。そのとき、西東京のほうは、剣持さん言われたように、各地区説明会に大勢集まってもらうのが、それが一番大事なことなんだと。私も、それ同感です。そのときに、西東京市、田無・保谷の合併協議会は、地区説明会、そこも前段で地区説明会やってるんですよね。で、地区説明会の資料の中に、合併の意向把握調査の要項をつけて、どういう形で意向の調査をしますよということまで、地区説明会の中でやってるわけです。ということは、地区説明会に大勢来ていただいて、最終的にはあなた方の判断を求めますよということまで提供して、だから地区説明会に大勢来てくださいよという1つの材料にもしているわけですよね。

だから今回、静清の合併協議会における地区説明会においても、最終的には皆さんに判断を仰ぐこととなりますよと。最終的という言葉はよくないですね。3月20日の合併協議会の中で決めるんだから。この建設計画がどうなのか、皆さんの判断を求めますよということで各地区の説明会をやれば、なお一層皆さんがそれでは聞かなければならないというふうな方向にはなるんじゃないかと思うんですけども。ただ聞きに来い、聞きに来いというんじゃなくて、それにもう1つ、自分たちが、住民が能動的に何かアクションを起こすものが後ろにくっついているんだよということがあったほうが、そういった意味では、よりベターだと思いますけれども。以上です。

小嶋会長 ほかに御意見。

鈴木委員 静岡の鈴木です。

意向把握の点については、私どももより慎重にしなければならないとは思っています。このことは、第2期に入るときに、意向把握について議論がありました。そのときに住民投票をやって決めたらどうだという意見もありました。しかし、そういう中で青島委員の発言だったと思いますけれども、我々はそれぞれの代表で来てるんだと。自分の背景の中の意向を、まずしっかり把握すること、そして、その立場の中で、できるだけ市民の意向を聞く方法を探っていく。最終的にはこの委員が決めるんだということで決着をしたというふうに思います。しかし、もうあと残すところ3回ですか、ここに来て、我々が判断をしなければならないところに来ているわけですが、その中で、西ヶ谷委員のおっしゃった地区説明会と意向把握は別だということではなくて、意向把握は当然46回も、静岡、清水の市民の中に、井川から、あるいは両河内のほうまで飛び込んでいって意見を聞くわけでありますから、これも大変重要な意向把握になると思います。

しかし、それでもなお方法があるとすれば、2月12日まで精いっぱい委員が頑張ってください、なお市民の意向把握の必要があるとすれば、私は事務局で3月の20日の最終決定をとにかくするというまでに間に合う方法があれば、私は検討すべきだなというふうに思います。私の意見

ですけど、お願いしたいと思います。方法論は、ここで議論しても、いろんな方法があると思うんです。ですから、それは別として、事務局で最大の検討をしていただければありがたいなと思います。

望月厚司委員（清水市議会議員） 清水の望月ですけれども、剣持委員さんや鈴木委員さんの基本的な最終判断は、我々委員がするんだということについては、もちろんそのことでありますし、また、この地区説明会そのものは最大のやっぱり意向把握だということは当然我々も理解していますし、そのためにも、できるだけ意向聴取をするということも大事なことだというふうによく理解するところでありましてけれども、現実的には、先ほど事務局から説明がありました、次の25回の合併協議会では、地域審議会と議員特例についての議論をしますよと。

で、これから名称問題については、先ほども確認をされましたけれども、2月の20日の第26回の合併協議会で何とかまとめたいというような流れ、スケジュールがありました。そうしますと、でき得れば、今言った、これから残ってます事業所税、あるいは今言った地域審議会とか名称問題を含めて、やっぱり市民の声を聞くところも、改めてということも1つの方法論としてはあるんじゃないかなと。

そうしますと、2月12日まできっちり地区説明会が入っていますので、3月の20日というものは1つのリミットとして当然考えなきゃいけないでしょうけれども、その間に何かの形で市民意向を把握するような、例えば広聴会というのがいかにどうかというのはありますけれども、そういう意味で地区説明会、今まで協議をしてきたことを市民に知らせ、また市民の意見を聞くということでもありますけれども、現実的には事業所税、あるいは名称とか、まだ決まってない部分とか、継続協議中ということもありますので、できれば全体が決まった中で、もう一度そういう意向把握の方法ということも考える必要が、私はあるんじゃないかと。

そのためには、先ほど鈴木委員が言いましたような、どういう形が一番その意向把握の方法としていいだろうかということも、次回ぐらいまでか、まとめられればいいし、我々ももう少し、その把握の方法という部分、詰めたいとは思っているんですけども、その辺でいくと、まだ先ほども言ったようなすべての協議項目が整っていないということもありますし、やっぱりまとめたものを、我々の合併協議会としてまとめたものを市民にも説明もできるとなれば、また市民の意見を聞いて、最終的に総合的な判断というのは、この合併協の委員で当然決めていくということでもありますので、そんなことも含めて、今後その意向把握の方法についてのあり方とかいうものについて協議をしていくということで、まとめていただければなというふうには思います。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

鈴木委員から出されておりましたので、改めて私の意見を申し上げて、提案も含めてさせていただきたいというふうに思っています。

その意向把握は私は説明会とは別だということを申し上げましたのは、地区説明会は、当然市民の皆さん方に、合併協議の経過並びに建設計画を説明するのは、我々の当然責務になってるわけですね。ですから、それに対していろいろ意見を寄せてもらって、より完全なものをつくるというようなことになっていくというふうに私は思っているわけです。しかし求められるのは、最終的に合併協議会委員も市民も、合併するのかどうかということが判断が求められるわけです、そのもとで。ですから、市民サイドから考えれば、そういう説明を受けたけれども、自分はどうか判断するかというようなことが、今問題になっているところなんですね。ですから、意向把握というようなことは、そういうことであるというふうに私も考えるわけです。

同時に、合併協議会そのものは、先ほども特例法との関係言いましたけれども、最終判断にどう市民が参加をするかという点で、何も保障されていないところが、この欠陥と言えれば欠陥になっているわけです。ですから、今全国的にそれで大変悩んでいるわけでありますので、ですから、そこで我々が住民発議によって立ち上げてきたこの協議会において、住民の参加という形で最終判断をするという保障をつくっていくということは、今後のやっぱりあり方にとって非常に大きな私は意味を持つというふうに思っておりますので、そういうようなことで考えているということです。

今、私は、それで何が最もふさわしいのかといえば、今の法体系のもとの中では、住民投票という形で行うということが、最もふさわしいあり方ではないかと。皆さん笑っておりますけれども、現実の問題として、全国各地で行われてきておりますし、上尾市の場合は、合併問題で、この問題をやったわけです。というようなことでありますので、最終的には条例をつくるかどうかというのは議会ですから、それは合併協議会としては、今住民組織でそういう運動をやられておりますけれども、協議会として両当局に対して、そういう決議をして申し入れをするというように、行政の側から仕掛けるということも1つの大事なあり方だというように私は考えますのでね、ぜひそういう点では議論をお願いをしたいと思います。

小嶋会長 いろいろ御意見があるようでありまして、意見の種類も、大体はつきりしてきましたので。いずれにしても、先ほど望月委員がおっしゃったように、次回11月19日に開かれますが、そのときに、その市民意向把握の方法について、また議論をいたしたいというふうに思いますが、そのときまた皆さん、それまでによく考えてきていただいて、具体的にどういう御意見か、ひとつまとまらなければいけないということでもありますけれども、そういうことで、次回また協議

をさせていただきたいというふうに思います。

石津委員、今の話ですか。次回ということでだめですか。

石津委員 その次回に協議するというんですけど、何も具体的じゃないもんで、どういうふうな形でやるのか、方法について協議するのか、やるやらないかを協議するのか、その辺はいかがなんでしょうか。

小嶋会長 それすべてですね。今、両方意見ありましたから。ここでも今決まらないんですね。ですから、意向把握をする、やるかやらないか、説明会以外でもやるかやらないか、もしやるとすればどういう方法か。それも含めて、次回協議させていただきたいと思います。

村上委員 清水商工会議所の村上です。

意向把握につきましては、あくまで説明会でやるということで私はよいのではないかとこのように思います。最終的に、いつおっしゃるか、いつおっしゃるか聞いてたら、結局住民投票と、最後に西ヶ谷さんおっしゃいましたが、それは当然私も言いたんいんだらうなと思っておりましたが、住民投票に委ねるかどうかは、やはりこの協議会が決めることではないと私は思います。それは、協議会がとにかく決定を下した後で、黒にせよ白にせよ。それは結局議会に委ねられますから、議会人が、議会で決定すべき問題ではないから、住民投票に委ねるべきかという判断をなさるときは、そうすべきだというふうに私は思います。で、この協議会自体で住民投票を論ずるというのは、やはり恐らく筋が違うだろう。

ですから、我々は、とにかく協議会として、4年間の総意を結集し、英知を、まあ英知と言えるかどうかわかりませんが、英知を結集し、市民の皆さんに、いわば提案を申し上げるという段階で、私はいいのではないかとこのように思います。以上です。

小嶋会長 それでは、いろいろと御意見を承ってまいりまして、大体御意見が出尽くしたようでもありますので、その11月19日について、また次に議論させていただきたいと思います。いずれにいたしましても、11月25日からは皆さんに大変お世話になりますが、地区説明会に向けて準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、その他であります、事務事業一元化計画案について御協議をいただきたいと思えます。

前回、合併協議会で、すり合わせ項目についての方針を20項目すべて御決定いただき、その方針に基づき、合併協議会幹事会で、個々の事務事業についてのすり合わせ作業を行ってまいりましたが、その結果を一元化計画として取りまとめました。それでは事務局から説明をいたします。

事務事業一元化計画（案）について

事務局長 それでは、資料5の事務事業一元化計画案をごらんをいただきたいと思います。

この事務事業一元化計画案につきましては、合併協議会で決定をしていただきました事務事業のすり合わせ方針に従いまして、両市の担当課同士が、この8月から2カ月間に実施をいたしました、すり合わせ協議の成果をまとめたものでございます。合併の是非決定を踏まえまして、主にこれをもとに、平成14年度に行われます具体の一元化作業を、計画的かつ効率的に行うための基本方針となるものでございます。

すり合わせ協議では、両市がそれぞれ行っております各事務事業につきまして、合併後の取り扱い、つまり存続ですとか、一元化、廃止のいずれかでございますが、それを両市の担当課で協議をいたしまして合意をしたというものでございます。また一元化計画といいますのは、すり合わせ協議によりまして一元化と判断されたもののうち、特に合併時に一元化をするとされた事務事業につきまして、新市移行時に円滑に処理をするために、平成14年度に行う作業のことを言います。

それでは、冊子の目次をちょっとお開きをいただきたいと思いますが、全体の構成でございますが、6部構成となっております、第1としましては、「計画の基本的事項」から始まり、以下第2の「すり合わせの対象となる事務事業及びすり合わせの区分」、第3の「合併した場合の各事務事業の取扱い」、第4の「一元化に向けてのスケジュール等」、そして第5の「一元化作業に要する経費」、そして最後の第6の「附属資料」、このような6部構成で編集をいたしております。

計画の中身でございますが、1ページをごらんをいただきたいと思いますが、1ページの第1でございますが、計画の基本的事項でございます。ここでは先ほど御説明申し上げました計画策定の趣旨、それから計画の体系など記述をしております。

続きまして3ページの第2、すり合わせの対象となる事務事業及びすり合わせの区分でございますが、ここでは、すり合わせ協議の対象を、両市で行っておりますすべての事務事業としたこと、そして、すり合わせ協議では、4ページの図 - 1の区分に従いまして、新市での各事務事業の取り扱いを検討したことを記述をしております。

次に5ページの第3の、合併した場合の各事務事業の取扱いをごらんいただきたいと思いますが、まず1の、合併協議会が決定した事務事業のすり合わせ方針といたしましては、合併協議会で決定をいただきました事務事業のすり合わせ方針を、6ページから25ページまでに記載をしております。

続きまして26ページの2の、すり合わせ方針に基づく協議結果でございますが、ここでは主な事務事業のすり合わせ協議結果を示しまして、さらに、すり合わせ項目ごとに協議結果をまとめて記述してございます。この結果、存続とされたもの685件、それから一元化とされたものは1,444件でございます。それから廃止とされたものは1件という結果になっております。このうち合併時に一元化をするとされたものにつきましては782件でございました。なお、すべての事務事業の取り扱いにつきましては、付録編の83ページの5の、合併した場合の各事務事業の取扱い、これ全件リストになっておりますが、こちらのほうに2,000件に及ぶ事業のすべての基本方針を示してございます。

続きまして36ページをお開きをいただきたいと思いますが、3の合併時に一元化する事務事業でございますが、すり合わせ協議によりまして合併時一元化とされたもののうち、主な事務事業につきまして、その内容等を記述をしてございます。

それから54ページ以下につきましては、合併時一元化にかかわる条例ですとか規則、それから61ページ以下につきましては、合併によって整備が必要な電算システムの概要につきましてまとめてございます。

以上が両市の担当課同士が実施をいたしまして合意をした、すり合わせ協議の成果を取りまとめたものでございます。

続きまして63ページをお開きをいただきたいと思いますが、第4の、一元化に向けてのスケジュール等でございますが、今後行ってまいります事務事業の一元化作業の日程となるものでございます。本年度に行う準備的作業でございますが、まずすり合わせ協議によりまして、合併時一元化とされた事務事業につきまして、本計画をもとにいたしまして、具体的にどのように一元化を進めていくか、それを検討いたしまして、各事業ごとに、一元化アクションプログラムというものを作成をして対応してまいりたいというふうに考えております。アクションプログラムの例につきましては64ページに記載をしてございますが、このようなプログラムを作成をいたしまして、両市の担当課同士で協議の上、来年の1月31日までに、このアクションプログラムを作成をすることといたしております。

それから65ページにおきまして、合併が是とされた場合、速やかに合併関係の議案ですとか、それから一元化作業に要します経費を盛り込んだ補正予算議案を提出するよう、スケジュールを予定をいたしております。

さらに、一元化作業の推進体制につきましては、67ページの図 - 3 に示してございますとおり、両市の助役、収入役等と、それから各部局長から成ります一元化本部というものをつくりま

して、これを頂点にいたしまして、その下部組織として例規審査会等の専門部会を設置をいたしまして、また必要に応じましてワーキングを設けることといたしております。

それから68ページでございますが、2の平成14年度に実施することでございますが、来年度は各課におきまして作成をいたしました一元化アクションプログラムに従いまして、一元化作業を実施をしてみたいと、事務局におきまして、この表にございますような法定手続を行ってみたい。また、その所要の事務を処理をしていきたいと、こういうふうに考えております。

続きまして、3の、平成15年度以降に実施することといたしましては、69ページに、すり合わせの協議の結果、合併後に一元化をするとされた事務事業を挙げてございます。

続きまして第5の、一元化作業に要する経費でございますが、これは71ページの表 - 1として、一元化作業に伴いまして所要の経費が見込まれる事務事業と、その内容について説明をしております。ただし、経費につきましては、これから算定をしていくということで、現時点では不明ということでございます。

最後に73ページ以下につきまして、第6の附属資料ということで、行政実態把握調査から始まりまして、使用料等に関する調査、公共的団体等に関する調査、すり合わせ協議まで、すり合わせに関しまして実施をしてみたい各種調査票等の資料を掲げてございます。

事務局一元化計画の内容につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
小嶋会長 ただいまの事務事業一元化計画案につきまして、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

栗田知明委員 これから最終段階のすり合わせも、今予定されたような形で進むと思えますけれども、その中でちょっと確認だけさせてもらいたいですけれども、以前の合併協の中でも、ちょっと出させてもらいましたが、市民に対しては、これから使用料等いろいろな問題がありますが、市民に対してはサービスを手厚く、そして負担を少なく、こういうような言い方が全体的に言われていたわけですが、そういう観点からしていくという考え方でいいのでしょうか。

事務局長 お答え申し上げます。

ただいま、市民に対してサービスは手厚くとおっしゃいましたけれども、サービスは落ちないよというのと、それから使用料とか料金等につきましては、これは適正な価格という基本的な考え方で臨んでみたいというふうに考えております。以上でございます。

栗田知明委員 先般、前々回ぐらいでしたか、ちょっと質問した中においては、負担は多くしませんよというふうな言い方がされたわけなんですけれども、今の話は、もうちょっとそれが変わ

ってきたという感じがするわけですね。僕は、サービスを今以上に多くすると、こういうことじゃなくして、両市のサービスの中で、それを低下させるのはいろんな問題があるような感じがしますから、高いほうに合わせながらも、そして負担関係は増にしない、そういう格好が基本であろうと感じていたわけなんですけれども、今の事務局の説明からいきますと、そういうことは全部うっちゃって、全部新たな検討しますよと、こういう格好になっちゃうんですか。

事務局長 お答えします。大変恐縮ですが、この一元化計画の11ページをちょっとごらんをいただきたいというふうに思います。これは1つの例でございますが、11ページは、使用料、手数料等の取り扱いでございます。このすり合わせ方針につきましては、この合併協議会で決定をいただいた事項でございます。因みに使用料、手数料等は原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似施設の使用料や手数料等は、新市における適正な額を決定をするものとする、このような方針が固まっております、こういう考え方を今お話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

栗田知明委員 この今度の新市の建設計画のときにも、市民の皆さんに出す、この「人間躍動都市」、この中にも書いてありましたけれども、例えばこの是非を決める判断の1つとして、保育料等や上水や、それから介護保険だ、幾つかの負担の問題があるわけなんですけれども、それは検討するという格好で判断を任せるような感じがするわけなんですけれども、先ほどからも、市民の意向把握という問題に追われていたわけですが、もう少し具体的な形の中で、ただ検討をするということではなくして、以前僕はその辺確認させてもらったと感じていたわけなんですけれどもね、保育料や、それから健康保険料・保険税、こういうような問題や、今言われたような問題に対しては、もっと具体的に提示をした中においてすることはできないんですか。ただ検討という問題ではなくして。

事務局長 お答えいたします。今おっしゃった、より具体的な話ということは、これからアクションプログラムの中で進めてまいりたいというふうに考えております。今お話ございました保育料につきましては、47ページにも記載してございまして、両市それぞれ内容が若干異っておりますのでございまして、これにつきましては、所得の関係がございまして、こういうものを、これから両市で調整をしながら、一番ベストな形で再編をしてみたいと。それをアクションプログラムの中で調整をしていきたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。

小嶋会長 これだけ項目多いですから。

風間委員 済みません、これらの手数料とか諸問題、いろんな費用の問題なんですけれども、ちょっと1点確認なんですけれどもね、合併協議会、あるいはアクションプログラムの中で、いろ

いろと詰めていくということなんですけれども、新市の議決との関連というのは、どういう形になるんですか。使用料とか手数料ということは、あくまでも議会等で決定をしていかなきゃならない問題だと思うんですけれども、どこまで可能性で詰められる方向なのか、その辺の確認をちょっと。

事務局長 お答えいたします。まず、議決の対象になるのは、1つは合併協定書が資料として参考になります。その合併協定書の中に盛り込まれますのは、すり合わせ方針でございます。したがって、その結果として、数字的なものにつきましては、これは新市の事務局といたしますか、当局が規則なり条例なりで決めまして、それを議会に上げていくという形になりますので、合併協議会とは、そこは少し離れさせていただくということでございます。以上でございます。

西ヶ谷委員 確認です。地区説明会で使うパンフレットなんですが、「人間躍動都市」の実現に向けてというのが渡されておりますけど、これはあれですか、先ほど決まったということになるんですか、最終的に。というのは、例えば最終ページあたりは、まだ協議になってる点なんですけれども、今後の取り扱いは、協議の内容によっては訂正しなくてはならない記述になるというふうに私は思っているんですけど、その辺の取り扱いはどうですか。

事務局長 ただいま最終ページのことをお話しされましたけれども、最終ページにつきましては、行財政部門の関係で、これから訂正になることはないと思いますが。

西ヶ谷委員 最終ページでなくて、ごめんなさい。46ページですか、例えば今、意向把握問題が議論されているわけでありましてけれども、先ほどの地区説明会の目的と大体同じ記述になっているんですけれども、協議の内容によっては当然変わってくるというふうに思いますし、中の内容問題についても、まだ変えられる時間的な余裕というのは当然あると思うんですが、その取り扱いはどうされるですか。

事務局長 このパンフレットにつきましては、きょう御審議をいただきまして、結論を出していただきたいというふうに考えておりまして、基本的に作成の考え方としては、きょう時点の考え方を盛り込んで全部やっておりますので、このままこれでもよろしいということになれば、直ちに印刷のほうにかかってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

小嶋会長 このことについて、まだどうなるかわからないということですね。まあ記述がなくても別にいいじゃないですか。この次議論して、そこで決めていければと思いますが、皆さん、いかがですか。よろしいですか。

栗田知明委員 この下欄の、ちょっと聞きたいんですがね。

小嶋会長 事務的なことだったら、後で聞いてもらったらいい。

栗田知明委員 ちょっと、そうじゃない。この文章の問題ですよ。9、10の、ちょっとよくわからないもんで説明をお願いしたいんですが、「公共施設に複数の地域総合窓口を設置します」、これはどういう形でどういう設置をするんですか、説明するとき聞かれると思いますけれども。

小嶋会長 何ページのどこですか。

栗田知明委員 9、10のページです。Q1、「市役所が遠くなってしまい、今までよりも不便になってしまうのではないか」その中で、「公共施設に複数の地域総合窓口を設置します」。その下のほうには「地域総合窓口も複数設置するので、居住地や勤務地など、より多くの場所で」云々と書いてありますが、これはどういうことなんですか。

事務局長 後段のほうの地域総合窓口でございますけれども、これについては建設計画で5カ所程度の地域窓口のサービスセンターですね。これをつくっていきたいということで盛り込んでございます。以上でございます。

栗田知明委員 それで、それは19、20ページに書いてありますけれども、市民サービスコーナーでは、「住民票の交付など新市市民への窓口サービスの拠点として整備するもので、合併後10年間で新たに5カ所程度設置します」、こう書いてありますね。このことですね。そうしますと、住民票の交付などを新市市民への窓口として5カ所と言ってるんですけれども、現在清水市の中では、公民館等で、たった5カ所じゃなくして、この住民票等の交付をしているんですよ。これがプラスになるというような言い方をしてるんですけれどね。住民には身近になってということ。清水市の場合は、もっとたくさんの、今の状態でもやっているわけなんですけれども、どうしてこれでプラスになるんでしょうかね。市民にとっては。

事務局長 お答えいたします。確かに静岡市でも19カ所、清水も同じくらいの公民館で、今サービスコーナーができております。それを別にいたしまして、新たに新市になったら5カ所、適切な場所にそういう窓口センターをつくっていききたいと、そういう計画でございます。

栗田知明委員 じゃ書き方の中で、現状はそのままやって、そのほか新たに5カ所と言ってくれませんか、現実には各公民館でやっているんですよ。

事務局長 そのことの説明につきましては、19、20ページで、今ごらんいただいた市民サービスコーナーの中で詳しく書いてございますので、お読みをいただきたいというふうに思います。

小嶋会長 ということで御理解いただきたいとします。

栗田知明委員 議長、もう1ついいですか。

小嶋会長 今のようなことだったら、あとで聞いてもらうといいですけどね。

栗田知明委員 違う違う。この全体の文章の中で。この中に、例えば新市建設計画の中で、以前

から言われていた、県の事業関係の問題が、ごく一部しか載っけられていないわけなんですけれども、その辺は何らか処置できないんでしょうか。

小嶋会長 今のところ申し入れてあるだけです。で、県が検討してくれているという状況です。

栗田知明委員 一切それから、以前から増えないし、何も変わらないという意味なんですか。

小嶋会長 そうです。以上です。

それでは、事務事業一元化計画については、合併協議会として了承することとし、この一元化計画に基づき、幹事会において所要のすり合わせ作業を行わせることとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

その他

小嶋会長 ありがとうございました。

それでは事務局から、そのほか何かありましたら発言をお願いいたします。

事務局長 それでは事務局から、日程の確認ということでお願いをいたします。

次回の第25回の合併協でございますけれども、11月の19日(月曜日)午後1時半からということで、清水のマリベール清水で開催をいたします。よろしくをお願いをいたします。以上でございます。

小嶋会長 それでは、これをもちまして、第24回合併協議会を閉会といたします。長時間にわたりありがとうございました。